

第2次 南九州市行政改革大綱

「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市」



平成 30 年 3 月策定
南九州市

目 次

I	第2次南九州市行政改革大綱の策定にあたって	1
II	行政改革の基本方針	2
1	市民と行政による協働の推進	2
2	行政運営の効率化	2
3	健全な財政運営	2
4	議会との連携	2
III	計画期間	3
IV	取組項目	3
V	具体的取組	4
1	市民と行政による協働の推進	4
(1)	市民参加によるまちづくりの推進	4
(2)	市民と行政の情報共有の推進	4
(3)	地域コミュニティの充実	4
2	行政運営の効率化	4
(1)	行政事務の効率化	4
(2)	効率的な組織機構の確立	4
(3)	職員定数の適正化	4
(4)	職員の育成（意識改革・人材育成）	5
(5)	電子自治体の推進	5
(6)	公共施設の在り方	5
(7)	広域連携の推進	5
3	健全な財政運営	5
(1)	自主財源の確保	5
(2)	歳出の適正化	5
4	議会との連携	6
VI	推進体制及び進行管理	6
1	推進体制	6
2	進行管理	6
3	集中改革プランの策定	6

I 第2次行政改革大綱の策定にあたって

南九州市は、平成19年12月1日に3町が合併し、10年経過しました。

本市の行政改革については、これまで行政改革大綱を平成20年9月に策定し、基本方針に基づき、具体的方策のもと、集中改革プランにより年次的に検証、改善を図り、行政運営の健全化に努めてきております。これまで前期（平成20～24年度）76項目、後期（平成25～29年度）48項目についてその取組を振り返ってみると、平成28年度における評価は、「良好」29項目、「概ね良好」12項目、「改善の余地あり」3項目、「事業完了」4項目となり、「事務事業の再編・整理、廃止・統合」、「民間委託等の推進」など概ね大綱に沿った成果を上げることができと考えます。しかし、市民と行政の協働によるまちづくりの推進については、平成25年3月にまちづくり参加条例を制定し、その推進に努めましたが十分な成果が得られたとは言い難い点もありました。

このような反省を踏まえながら現状を見てみると、国へ大きく依存している本市財政においては、合併による優遇措置制度が終了することに伴う普通交付税の縮減、少子高齢化の進行による社会保障費や公共施設等の維持、更新に係る経費の増大など、本市を取り巻く環境には厳しいものがあります。

このような状況の中、市民サービスを充実させていくためには、これまで進めてきた行政改革を停滞させることなく、限られた財源を有効に活用し、近年の高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していかなければなりません。とりわけ公共施設においては、老朽化の進行により大規模改修や更新が必要な時期を迎えるため、長寿命化はもとより複合化や集約化、統廃合などを推進していくことは、今後の大きな課題の一つであります。

このようなことから、第2次南九州市総合計画の将来都市像である「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市」を実現するため、「第2次行政改革大綱」を策定し、効率的で効果的な行政運営となるよう、この大綱に基づき積極的な改革を進めていきます。

Ⅱ 行政改革の基本方針

1 市民と行政による協働の推進

少子高齢社会・人口減少の到来などの社会情勢の変化により、今後の行政運営は市民と行政が一体となって協働しながら各種施策を展開していかなければなりません。そのため広報活動の強化・充実を図り、市民の市政への参画が促進されるよう情報提供を行うとともに、南九州市みんなのまちづくり参加条例に基づいて、パブリックコメントや市民会議等を開催するなど、世代、男女など隔たりのない全ての市民の意見が行政に十分に反映される環境の整備を推進します。

また、地域コミュニティ組織は、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことから、推進的役割を担う地域リーダーの発掘、育成など組織の活性化を図ります。

2 行政運営の効率化

高度化・多様化する行政へのニーズ、地方分権の進展に対応するため、事務事業全般にわたる見直しを行い、民間のノウハウ、活力を有効活用し、市民サービスの向上及び経費の削減を図り、市民、団体、企業等が担えるものについては、民間委託・移管等を推進するなど、事務処理の効率化、手続の簡素化を図り、効率的な組織機構を確立します。

また、行政運営の効率化をさらに推進していくため、限られた職員の人材育成を図るとともに、急速に進展する情報通信技術に対応した電子自治体の構築を推進します。公共施設については、今後さらに多くの施設が老朽化により大規模改修や更新の時期を迎え、多大な経費が必要と見込まれるため、これからのまちづくりの方向性を定め、公共施設の適正配置計画を策定し、計画に基づいた管理運営を行っていきます。また、広域で行うことにより効率化が図られる事務事業については、新たな再編を視野に入れ、連携を強化し推進していきます。

3 健全な財政運営

市税をはじめとする自主財源の確保は不可欠であり、市税等の滞納の解消は、負担の公平性の観点からも重要であり、今後も滞納整理を強化します。市有財産については、売却や貸付など積極的に利活用を図っていくとともに広告収入や寄付金等の増収策を展開し、新たな財源の確保に取り組みます。また、使用料及び手数料、補助金及び負担金については、定期的に見直しを行い適正化に努め、地方債については、後年度に過重な負担を強いることのないよう計画的に活用します。

4 議会との連携

執行機関と議会の連携を強化し、市議会からの意見や提言を十分踏まえ、行政改革を推進します。

Ⅲ 計画期間

本大綱の計画期間は、2018(平成 30)年度から 2027 年度までの 10 年間とします。

Ⅳ 取組項目

1 市民と行政による協働の推進

- (1) 市民参加によるまちづくりの推進
- (2) 市民と行政の情報共有の推進
- (3) 地域コミュニティの充実

2 行政運営の効率化

- (1) 行政事務の効率化
- (2) 効率的な組織機構の確立
- (3) 職員定数の適正化
- (4) 職員の育成（意識改革・人材育成）
- (5) 電子自治体の推進
- (6) 公共施設の在り方
- (7) 広域連携の推進

3 健全な財政運営

- (1) 自主財源の確保
- (2) 歳出の適正化

4 議会との連携

V 具体的方策

1 市民と行政による協働の推進

(1) 市民参加によるまちづくりの推進

市民がまちづくりの主役であるという意識の醸成を図り、パブリックコメントや市民会議などへの自発的参加を推進させるとともに、市民、民間団体、NPO法人（特定非営利活動法人）などと行政との協働により、地域課題の解決を図ります。

(2) 市民と行政の情報共有の推進

広報紙やホームページ、データ放送などを活用し、市政広報活動の強化・充実を図り、迅速かつわかりやすい情報を市民に提供するとともに、これまで行ってきた市長へのメッセージ、意見箱などの制度のほかインターネット等を活用し、世代、男女など隔たりのない全ての市民の意見が行政に伝わるように環境整備を進めます。

(3) 地域コミュニティの充実

行政と地区公民館、自治会などとの連携を強化し、共生・協働による地域コミュニティ活動を推進するとともに、主体的に地域活動に参加する地域住民の発掘、育成を図ります。

2 行政運営の効率化

(1) 行政事務の効率化

高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、事務事業を総合的に見直し、民間のノウハウや活力を取り入れ、市民、団体、企業等へ民間委託・移管等することで市民サービスの質の向上及び経費の削減が図られるものについては積極的に取り組むとともに、電子申請等の普及、拡大を推進するなど、事務処理・手続の効率化及び簡素化を図ります。

(2) 効率的な組織機構の確立

行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、組織機構再編計画に基づき、効率的で効果的な組織を確立します。

(3) 職員定数の適正化

職員数については、行政ニーズを的確に捉え、定員適正化計画に基づき、計画的な職員採用を行います。併せて臨時職員についても業務の見直しを行うことにより、真に必要な部署への適正な配置を行います。

(4) 職員の育成（意識改革・人材育成）

人材育成基本方針に基づき、環境の変化に対応する職員一人ひとりの意識改革・資質の向上を図ります。

(5) 電子自治体の推進

急速に進展する情報通信技術に対応した環境整備に取り組み、行政事務の効率化・迅速化と市民サービスの向上のため、各種システムの充実や行政手続のオンライン化など、さらなる電子自治体の推進を図ります。

(6) 公共施設の在り方

公共施設の耐用年数や維持管理費などを検証し、利用状況や必要性を踏まえ、これからのまちづくりの方向性を定め、将来の財政負担などを考慮し、公共施設の適正配置計画に基づき施設の管理運営に努めます。

(7) 広域連携の推進

広域化により効率的で効果的な事務事業については、近隣の関係市と連携、協力し、一体的な取組を推進します。

3 健全な財政運営

(1) 自主財源の確保

市税等の滞納整理の取組をさらに強化し、徴収率の向上に努めます。普通財産については、売却や貸付等に積極的に取り組み、収入の確保と維持管理費の節減に努めます。使用料及び手数料については、住民負担と受益者負担の原則に立ち、定期的に見直しを行い適正化に努めます。また、広告事業の拡充やクラウドファンディング^{*1}の活用を推進するなど、新たな財源確保に努めます。

※1 クラウドファンディング：ある目的などのため、不特定多数の人から資金を集めること。

(2) 歳出の適正化

歳出については、歳入に見合った適正な予算規模を堅持し、各種事務事業の必要性や費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、事業期間の設定など計画的に取り組みます。また、地方債については、後年度の財政負担を考慮し、財政計画などに基づき借入を行います。

4 議会との連携

市民の多様な意見を集約・反映させるため、執行機関から議会への情報提供を推進することで連携を強化し、市議会からの意見や提言を十分に踏まえ、市政に反映します。

VI 推進体制及び進行管理

1 推進体制

行政改革を実効性のあるものとするため，市長の強力なリーダーシップのもと，職員一人ひとりが改革の必要性と改革におけるそれぞれの役割を十分に認識し，市民志向，成果志向，市場原理等の意識を常に持つとともに，責任をもって改革に取り組めます。

具体的には，市長を本部長とする南九州市行政改革推進本部において，現状と課題を的確に把握しながら積極的な改革に取り組めます。

2 進行管理

本大綱は，市民の視点と意見を取り入れた Plan（計画）－Do（実施）－Check（検証）－Action（改善）のマネジメントサイクルに基づき不断にその内容を見直しながら，学識経験者や市民で構成される南九州市行政改革推進委員会に定期的に進捗状況及び内部評価の内容を報告し，それらに対する意見を尊重して進行管理を行います。

3 集中改革プランの策定

本大綱を実現するための具体的な取組については，大綱を基に策定する「南九州市集中改革プラン」により，積極的に推進していきます。

また，改革の結果については，広報紙やホームページ等を活用することにより広く市民に公表します。